

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定等について

国土交通省関東地方整備局長

河川敷地占用許可準則第2章第1項から第4項までの規定に基づき、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占有することができる河川敷地の区域（以下「都市・地域再生等利用区域」という。）を指定するとともに、都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占有の方針（以下「都市・地域再生等占有方針」という。）及び当該施設の占有主体（以下「都市・地域再生等占有主体」という。）を定める。

第1 都市・地域再生等利用区域

1 指定範囲

一級河川利根川水系利根川左岸（千代田町舞木地先）で、別図「都市・地域再生等利用区域図（全体図）」に示す区域

2 千代田町舞木地先の位置付け

千代田町エリアは、利根大堰上流の湛水区間にあたる赤岩渡船付近において、水上スポーツを楽しむ人々が増加している。また、サイクリングロードやなかさと公園周辺の交流人口についても年々拡大傾向にあり、これら地域資源をより効果的に活用することにより、賑わいのある水辺空間の積極的な活用を進めている。

千代田町の「第六次総合計画の後期基本計画（令和7年度から令和10年度）」においては、基本施策の1つである「活気ある産業とにぎわいのあるまちづくり」として、「人の交流促進」の重点目標を掲げており、なかさと公園周辺を観光拠点として再整備する「なかさと公園キャンプ場等整備事業」に着手し、地域住民と観光客が交流するコミュニティの形成などを推進していく方針である。

3 指定年月日

令和7年8月19日

第2 都市・地域再生等占有方針

1 都市・地域再生等利用区域において占有許可を受けることができる施設

- 1) キャンプ場（オートキャンプ・RVパーク・グランピング・サウナ）
- 2) バーベキュースペース
- 3) エントランス（カフェ・受付）
- 4) 水上アクティビティエリア
- 5) ヘリポート
- 6) 園路・坂路・車路

7) 駐車場

8) 植栽

2 許可方針

- 1) 占用する区域及びその周辺の河川環境との調和や景観に配慮したものであること。
- 2) 河川管理者が必要として付した許可条件を遵守すること。
- 3) 占用の許可を受けることができる施設及びその周辺においては、良好な水辺空間を確保するため清潔の保全に努めること。また、占用の許可期間中に周辺住民及び河川利用者等から占用の許可に関する苦情があった場合には、都市・地域再生等占用主体が解決に努めること。
- 4) 降雨、水位、風、地震等の情報を常に把握し、危険の恐れがある場合は施設の使用を中止すること。また、占用施設の利用者の避難が円滑に行われるための措置を講ずること。
- 5) 施設使用者に占用の許可を受けた施設の使用をさせる場合には、使用契約を締結し、当該施設使用者を適切に指導監督すること。
- 6) 施設使用者に占用の許可を受けた施設の使用をさせることにより施設利用料を得る場合には、その収入は当該占用許可を受けている河川敷地における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てること。
- 7) 施設利用料の徴収及び活用状況を、河川管理者に、年1回以上で河川管理者が定める回数報告すること。

第3 都市・地域再生等占用主体

群馬県邑楽郡千代田町